

第3回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

■ 日 時

平成21年 9月 1日(火) 午後2時～午後2時50分

■ 会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

■ 出席者

- ・ 委 員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，井澤清久委員，金枝右子委員，菊地久美子委員，櫛淵澄江委員，塩井洋子委員，菅原利雄委員，高橋圭子委員，渡辺政行委員
- ・ 市 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，廃棄物施設課長，事務局職員

■ 傍聴者数

なし

■ 会議経過

1 開 会

2 議 事

(1) 上下水道料金等の調整について

- ・ (1)について，事務局より説明。

委員からの主な意見・質問等(要旨)

会 長： 前回の審議の中でご意見をいただいた「他都市との比較」，「今後の財政収支見通し」について事務局から説明があった。現在の宇都宮市の水道料金，下水道料金は，類似都市の中ではほぼ平均に位置している。また，財政収支見通しでは，料金を調整しなかった場合に下水道事業で平成24年度に4,900万円の赤字が見込まれている。赤字が発生した場合は，旧上河内町が払うのではなく宇都宮市が支払うことになってしまう。

調整案では，水道料金が旧上河内町で若干の値下げとなる。下水道使用料は，旧上河内町・旧河内町で若干の値上げとなるが，1年間の緩和措置を設けるということである。また，水道料金の口座割引制度が適用されると，1か月25円の割引となり，さらに0.3%程度の引き下げとなる。個別需給給水契約制度についても，現在旧上河内町で対象となる事業者はないが，今後対象となったときに適用されることとなる。

会 長： この内容について、ご意見・ご質問は無いか？

特に無いようなので、内容について整理をさせていただく。前回から委員の皆さまから様々なご意見をいただいた結果として、本審議会においては、収支のバランスを保ちつつ、旧1市2町の上下水道料金制度を統一するという考え方に基づき、「資料1のとおり、現行の宇都宮市の料金体系及び制度に統一する」、「統一時期は平成22年4月1日とし、下水道使用料及び地域下水処理施設使用料については、利用者への負担に配慮し、1年間の経過措置を設ける」という内容を答申に盛り込むということによろしいか？

全 員： 異議なし。

(2) 答申（案）について

・(2)について、事務局より説明。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

A 委員： 附帯意見の（1）に「お客様が負担する料金について、増減を伴う」という表現があるが、ここで言う「増減を伴うお客様」は、旧上河内町と旧河内町の住民であることを明確にした方が良いのではないか。

事務局： この表現では分かりにくい部分があるので、修正させていただきたい。

A 委員： 附帯意見の（2）に「より正確に把握できる方法を検討し、統一を図ること」とあるが、いつごろを目標にそれを検討していくかを入れても良いのではないか。

事務局： 他都市の事例等を参考に方法を検討しながら、実施時期についても検討していきたいと考えている。

会 長： より正確に把握できる方法というのは、具体的には下水メーターをつけるということか？

事務局： それも一つの方法として考えられる。

会 長： 期日も含めて、事務局で検討していただきたい。

会 長： 他にご意見は無いようなので、ご意見のあった部分を修正して答申書とするということによろしいか？

全 員： 異議なし。

会 長： なお、最終的な文言については、会長と職務代理者に一任させていただくということによろしいか？

全 員： 異議なし。

会 長： それでは、この答申（案）を最終的な答申書として、後日市長に答申を行いたいと思う。

(3) その他

・答申の流れについて事務局から説明。今後日程を調整し、会長と職務代理者から答申をお願いしたい。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

会 長： 答申の流れについては，事務局案のとおりでよろしいか？

全 員： 異議なし。

3 閉 会